

2009 年 5 月 12 日

中央代表選挙管理委員会決定

両院議員総会報告

## 2009 年 5 月民主党代表選挙実施に関する細則

民主党中央代表選挙管理委員会

### 投票結果における特別な場合についての措置

- 1) 候補者が 2 人の場合において、第 1 回目の投票で両者の得票が同数であったときは、特例規則第 9 条第 2 項（過半数の票を得た候補者がいない場合）を準用し、再選挙を行う。
- 2) 候補者が 3 人以上の場合において、1 回目の投票で複数の候補者が得票同数の 2 位となったときは、2 位の候補者によるくじ引きを行い、その当選者と第 1 回目 1 位の候補者として決選投票を行う。
- 3) その他特別な場合が生じたときは、中央選管において措置を決定する。